

ご注意ください

牝犬所有者・取扱者は交配を検討される際に必ず牝犬の登録状況(PD 登録の有無、未登録犬の場合は内産・外産の別、DNA 登録の有無等)を牝犬所有者又は取扱者に確認し、必要な書類の手配や手続き等に協力いただけるかご確認ください。

必要な書類・お手続き等が整わない場合は、仔犬の血統書の発行はいたしません。

牝犬所有者・取扱者は血統書申請に必要な書類・手続き等のご協力をお願いいたします。

【1】共通申請書類(7 犬種)

一胎狗仔登録申込書・交配証明書・マイクロチップ施術書類・母犬貸与証明書(適宜)

【2】国内交配に関わる申請書類等

1. 父犬 PD 登録犬(7 犬種):父犬国内友好団体発行の DNA 証明書コピー(適宜)
2. 父犬内産未登録犬・父犬外産未登録犬

シェパード犬の場合

- ・父犬単独犬登録必要(未登録犬のままでは仔犬の血統書は発行いたしません)
- ・他団体血統書原本
- ・国内友好団体発行の DNA 登録証明書コピー(適宜)
- ・輸入検疫証明書(外産犬の場合)

シェパード犬以外の場合

- ・父犬他団体血統書コピー
- ・国内友好団体発行の DNA 登録証明書コピー(適宜)
- ・父犬所有者が確認できる書類(適宜)
- ・父犬輸入検疫証明書コピー(外産犬の場合)
- ・父犬血統作成料金

【3】国外交配(7 犬種)に関わる申請書類等

- ・父犬他団体血統書コピー
- ・父犬所有者が確認できる書類(適宜)
- ・母犬輸入検疫証明書
- ・父犬血統作成料金

※【2】【3】の適宜とは他協会での登録のため確認できる書類の提出をお願いするものです

牝犬に関して交配前にご確認ください

交配日が 2022 年 6 月 1 日からの一胎犬登録につきましては、動物愛護法の改定の内容に沿って手続きをいたします。

牝犬の生涯出産回数は6回までとするとともに、牝犬の交配時の年齢を6歳以下(満7歳未満)とする。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、当該牝犬の交配時の年齢は7歳以下(満8歳未満)とする。

この法律から外れる申請はいかなる理由があっても血統書の発行はいたしません。

牝犬の年齢、出産回数を確認して計画的に繁殖してください。

一胎犬仔登録申請手順

「繁殖管理規程」を遵守し、登録申請を行って下さい。要点は次の通りです。

- ① 交配時に父犬がDNA登録されていることを確認してください。
DNA未登録の場合は、早急に登録手続きをして下さい。
- ② 出産後 20 日以内に繁殖管理委員に確認してもらい「一胎犬仔登録申込書」を受け取って下さい。確認事項は、仔犬頭数、性別、毛色などです。なお、繁殖管理委員に対し交通費(実費)をお支払い下さい。
所属支部に繁殖管理委員がない場合は、所属支部以外又は近県の繁殖管理委員に相談してください。県外の繁殖管理委員の繁殖管理でも申請出来ます。
- ③ 生後 45 日以降に一胎犬仔全頭にマイクロチップを施術して下さい。個体識別施術前に仔犬の移動(譲渡等)をしてはいけません。
マイクロチップ施術は、同一の獣医師に同じ日に実施してもらい「マイクロチップ登録申請書 飼育者控用」を受け取って下さい。
- ④ 一胎犬仔登録は、「一胎犬仔登録申込書」に「交配証明書」「マイクロチップ登録申請書 飼育者控用」を添付して下さい。
- ⑤ 生後 1 年以上が過ぎ、友好団体にも未登録の場合は登録出来ません。お気を付け下さい。